

最低制限価格の算定について

当該公告の委託事業にかかる最低制限価格は、下記のとおり算定しています。

記

① 以下の算定式により基礎価格を算出

基礎価格算定式

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。（範囲の設定はしない）

- 1) 直接工事費の額に 10 分の 10 を乗じて得た額
- 2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- 3) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- 4) 一般管理費等の額に 10 分の 7 を乗じて得た額

② 上記の算定式に基づき算出した額の±0.5%の範囲において、秘匿性を確保するため、無作為に設定した係数を乗じて設定します。